

種類株式の相続税等における評価方法の明確化(案)

会社法の施行により発行が容易になった株主総会での議決権がない株式等の種類株式のうち、中小企業の事業承継において活用が期待される配当優先の無議決権株式、社債類似株式及び拒否権付株式について、その評価方法を明確化する。

(参考)明確化される評価方法

- ・ 配当優先の無議決権株式・・・普通株式と同様に評価

ただし、議決権がない点を考慮し、納税者の選択により、5%評価減し、その評価減した分を議決権株式の評価額に加算する評価方法を導入

(同族株主が相続により取得した株式に限るものとし、当該株式を取得した同族株主全員の同意が条件)

- ・ 社債類似株式……………払込金額に基づき評価
- ・ 拒否権付株式……………普通株式と同様に評価